

「ポストコロナ元年～持続可能な発展に向けて～」
の実現に向けた提案・要望

<重点施策に関する提案・要望>

Ⅲ 地方自治の確立

■地方自主権の確立



1 地方分権改革の着実な推進



要望先：内閣府、総務省、財務省等各府省
県担当課：企画総務課

◆提案・要望

<国と地方の役割分担の適切な見直し及び事務・権限の委譲の推進等>

- (1) 地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に展開できるよう、国と地方の役割分担を適切に見直し、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねていくという基本的な考え方にに基づき、国から地方への事務・権限の移譲を進めること。
- (2) 地方制度調査会等を通じた国と地方のあり方等の検討については、地方と十分に協議を行い、地方の意見や実態等を十分に反映すること。

<義務付け・枠付けの見直し>

- (3) 地方が自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていくため、義務付け・枠付けの一層の見直しを進めること。
- (4) 「経済財政運営と改革の基本方針2022」において示された原則を踏まえ、議員立法も含め計画等の策定を求める法令の規定や通知は原則として新たに設けないこと。また、既存の計画についても、国は地方からの提案を待つのではなく、自ら積極的に法令の見直しを行い、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合を進めること。
- (5) 地方の自由度を高めるために、今後は、「従うべき基準」の設定は行わないこと。また、既に設定された基準については廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

<「地方分権に関する提案募集制度」による改革の推進>

- (6) 「地方分権に関する提案募集制度」については、地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。
- (7) 過去に実現できなかった提案についての再提案や、税財源に関することについても門前払いにすることなく検討対象とすること。
- (8) 支障事例などの立証責任を地方にのみ課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 地方分権改革は、地域が自らの発想により問題解決を図るための基盤となるものである。
- ・ 累次の地方分権一括法等により一歩ずつ前進してきたが、権限・財源の移譲や義務付け・枠付け等の見直しは不十分であり、道半ばである。

<国と地方の役割分担の適切な見直し及び事務・権限の委譲の推進等>

- ・ 地方自治法第1条の2第2項において、国は住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本として、地方公共団体との間で適切な役割を分担しなければならないとされている。
- ・ 国は社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、国と地方の役割分担等について、地方制度調査会等で検討を進めている。

<義務付け・枠付けの見直し>

- ・ 国は地方分権改革推進委員会による4次にわたる勧告や「提案募集制度」による地方からの提案を踏まえて、累次の一括法を成立させるなど、地方への義務付け・枠付けの見直しを進めてきた。
- ・ しかし、「従うべき基準」に置き換えられたものや、義務付け・枠付けのまま残されているものも多く、地方の自由度が高まっていない。
- ・ 特に、近年、法令上は努力義務規定や「できる」規定であるものの、計画策定が国庫補助金交付等の要件とされるなど、財政的インセンティブを絡めるケースも見受けられる。
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、できる限り新設しないようにすることなどの原則が示された。
- ・ これを受け、内閣府と総務省は各省庁に対し、行政計画の策定義務などを含む法案の作成過程で、内閣府や各自治体の意見を反映させるため、事前相談をするよう通知した。
- ・ さらに、内閣府は、国が地方自治体に求めている計画等の策定について、効率的な策定を目指す指針として「ナビゲーション・ガイド」を作成した。
- ・ 一方、令和4年提案募集において、全国から計画等の策定の廃止を求める多くの提案があったが、地方の求めた結果とはならなかった。

<「地方分権に関する提案募集制度」による改革の推進>

- ・ 令和4年の提案募集制度で、内閣府が各府省と調整を行った提案のうち「実現・対応」と整理されたものは、全国で90.6%（235件のうち213件）、本県では75%（4件のうち3件）である。
- ・ 一方で、「実現・対応」と整理された提案の中には地方が求めている内容にできていないものも含まれている。
- ・ 例えば、令和3年に本県が「第二種特定鳥獣管理計画の意見聴取手続に関する規定の見直し」を求めた提案については、本県で生じていた課題を十分に達成しない形で「実現・対応」と整理された。
- ・ また、各府省との調整の対象外と整理される提案も一定数あり、令和4年においても、全国で13.7%（291件のうち40件）に上っている。
- ・ 特に「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に整理されるものが多く、制度改正の必要性についての立証責任が地方に偏っている状況である。
- ・ 例えば、令和3年に本県が「建設業法に関係行政機関に対する調査・照会権限の規定を追加すること」を求めた提案について、同法に規定がなく、関係行政機関から必要な情報が回答されなかったことがあったにもかかわらず、「現行制度でも関係行政機関等への調査を行うことができる」と整理され、関係府省との調整がなされなかった。

2 道州制の議論



要望先 : 内閣官房
県担当課 : 企画総務課

◆提案・要望

- (1) 道州制の検討に当たっては、全国知事会がまとめた「道州制に関する基本的考え方」(平成25年1月)及び「道州制の基本法案について」(平成25年7月)を十分踏まえること。
- (2) 道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させないこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 全国知事会では国に対して「道州制に関する基本的考え方」及び「道州制の基本法案について」を十分に踏まえて道州制の検討を行うよう、毎年要望している。
- ・ 「道州制に関する基本的考え方」では、「道州制は地方分権を推進するためのものでなければならないこと」、「国と地方の役割分担を抜本的に見直すこと」、「中央政府の見直しも伴うものでなければならないこと」などを基本とすることを求めている。
- ・ 「道州制の基本法案について」では、「国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿が具体的かつ明確に示さなければならないこと」や、「中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること」など、制度の根幹的部分を基本法案において明確に示すことを求めている。
- ・ 現在のところ、道州制の姿やメリット・デメリット等について国と地方との間で明確なイメージが共有されていない。道州制は国と地方双方の政府のあり方を抜本的に見直し、再構築する大改革であることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。
- ・ また、道州制は国民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、その基本的なイメージを明確に示した上で国民的な幅広い議論を行うことが重要である。

3 地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進



要望先：内閣官房、内閣府、総務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省
県担当課：行政・デジタル改革課

◆提案・要望

特区を規制改革の突破口とし、あらゆる分野への多彩な提案を経済成長のエンジンとしていくため、地方自治体にとって使いやすく、実効性を伴う特区制度に改良しながら強力に推進すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 特区制度は時代の要請に応じて変遷を重ねており、当初は幅広い分野で提案が採択されたが、近年はスーパーシティ、デジタル田園都市など国主導プロジェクトに直結する高度な事業に採択が限定されている。
- ・ それ以外の提案の取扱いは、各府省庁による検討結果がホームページで公表されるのみであり、「規制の撤廃は困難」という回答結果も目立つ。特区提案に対するモチベーションを低下させないためにも、制度の再設計や運用の改善が求められる。

■自治財政権の確立



1 地方税財源の充実・確保【一部新規】



要望先 : 総務省、財務省、経済産業省、国土交通省
県担当課 : 市町村課、税務課

◆提案・要望

<国と地方の配分>

- (1) 国と地方の税財源の配分のあり方を抜本的に見直すとともに、地域偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実・強化を図ること。

<外形標準課税>

- (2) 外形標準課税の適用対象法人の見直しに当たっては、地方税収の安定化・税負担の公平性という制度導入の趣旨を踏まえ、法人の実質的な規模を適切に反映するよう見直しを行うこと。

<車体課税>

- (3) 車体課税については、令和5年度与党税制改正大綱において、自動車関係諸税について、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について中長期的な視点に立って検討を行うこととされたが、地方にとって貴重な財源であることから、必要な地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保するなど、地方税収に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

また、自動車税・軽自動車税（環境性能割及び種別割）の未申告・未納付を防止するため、自動車の新規登録時に未申告・未納付の場合は車検証及びナンバープレートが交付されないよう、道路運送車両法において自動車税・軽自動車税の納税を確認する規定を設けること。

<固定資産税>

- (4) 固定資産税は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税するものであり、安定的な税収の確保が望める市町村の重要な基幹税目であることから、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、国の経済対策に用いないこと。
- (5) 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置といった経済対策としての軽減措置は、その期限の到来をもって確実に終了させること。

◆本県の現状・課題等

<国と地方の配分>

- ・ 地方が自主的、自立的な行政運営を行うためには、地方の歳出に見合った税収の確保が不可欠である。国と地方の歳出の割合は44対56であるのに対し、国と地方の税収の割合は63対37となっている（令和3年度決算額）。
- ・ 人口一人当たりの税収額の都道府県格差が最も大きい地方法人二税においては、令和元年10月に創設された特別法人事業税・譲与税制度により、5.9倍の格差が3.5倍まで是正されている（令和3年度決算額）。
- ・ しかし、地方税全体でも最大2.3倍（令和3年度決算額）の格差がある以上、地域間の税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築が必要である。

○人口一人当たりの税収額の比較（令和3年度決算額）

	地方税全体	法人二税	法人二税 (偏在是正後)	地方消費税 (清算後)	個人住民税	固定資産税
最大/最小	2.3倍	5.9倍	3.5倍	1.2倍	2.5倍	2.3倍

<外形標準課税>

- ・ 令和5年度与党税制改正大綱では、外形標準課税のあり方について、「減資等による対象法人数の減少等は、地方税収の安定化・税負担の公平性等の制度導入の趣旨を損なう恐れがあり、対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に制度的な見直しを検討し、その上で、外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済及び企業経営への影響を踏まえながら慎重に検討する」こととされた。
- ・ 本県においても、外形標準課税の対象法人数は、ピーク時に比べ約3分の2まで減少している。
- ・ 今後の見直しにおいては、外形標準課税の制度導入の趣旨である地方税収の安定化と税負担の公平性を実現し、地方税収が減収とならないよう、実質的に大規模な法人について、法人の規模を適切に反映したものにする必要がある。

○本県の外形標準課税対象法人数のピーク時との比較

A 平成19年度 (ピーク時)	B 令和3年度	ピーク時との比較(B/A)
5,039 法人	3,372 法人	66.9%

<車体課税>

- ・ 令和5年度与党税制改正大綱では、自動車関係諸税の見直しについて、「国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」こととされた。
- ・ 自動車関係諸税は本県の県税収入の約11.3%（令和4年度当初予算額）を占める極めて貴重な安定財源であり、現下の厳しい地方財政の状況においては、地方税収が減収となるような見直しは行われるべきではない。
- ・ 道路運送車両法では、自動車の新規登録時の納税確認対象が自動車重量税だけとされ、自動車税・軽自動車税（環境性能割及び種別割）が未申告・未納付であっても車検証及びナンバープレートが交付されることから、未申告・未納付の場合でも公道を走行することができてしまうという課題があるため、道路運送車両法を改正し、新規登録時に未申告・未納付を防止するための仕組みを構築することが必要である。

<固定資産税について>

- ・ 県内市町村の固定資産税収は市町村税収全体の約40%を占める重要な基幹税目となっており、固定資産税収に占める割合は、おおよそ土地43%、家屋43%、償却資産14%となっている。(令和3年度決算)。
- ・ 経済団体からの要望を受け、経済産業省からは毎年、償却資産に対する固定資産税の廃止を含む要望が行われている。
- ・ 平成30年度に創設された生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置は、令和5年3月31日の期限の到来をもって廃止されることとなったものの、令和5年度税制改正の大綱(令和4年12月23日)において、令和7年3月31日までの2年間の時限的措置として、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置が創設された。

2 地方交付税総額等の確保・充実と臨時財政対策債の見直し



要望先：内閣府、総務省、財務省
県担当課：財政課、市町村課

◆提案・要望

- (1) 地方財政計画において、社会保障関係費や臨時財政対策債の元利償還などの地方負担増を適切に反映するとともに、地方創生や警察・教育活動など地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方一般財源総額実質同水準ルールの堅持にとどまらず、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。
- (2) 地方が住民サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税総額を確保・充実し、地方交付税の「財源保障機能」と「財源調整機能」を堅持すること。
- (3) 常態化している地方交付税の地方財源不足については、過去に発行した臨時財政対策債の償還財源を含めて、臨時的な措置による対応ではなく税源移譲や更なる地方交付税の法定率引上げ等により抜本的な解消を図ること。
- (4) 臨時財政対策債については、速やかに廃止し地方交付税に復元すること。また廃止までの間にあっては、臨時財政対策債発行可能額の算定において財政力の高い都市部の自治体へ過度な傾斜配分とならないよう留意すること。

◆本県の現状・課題等

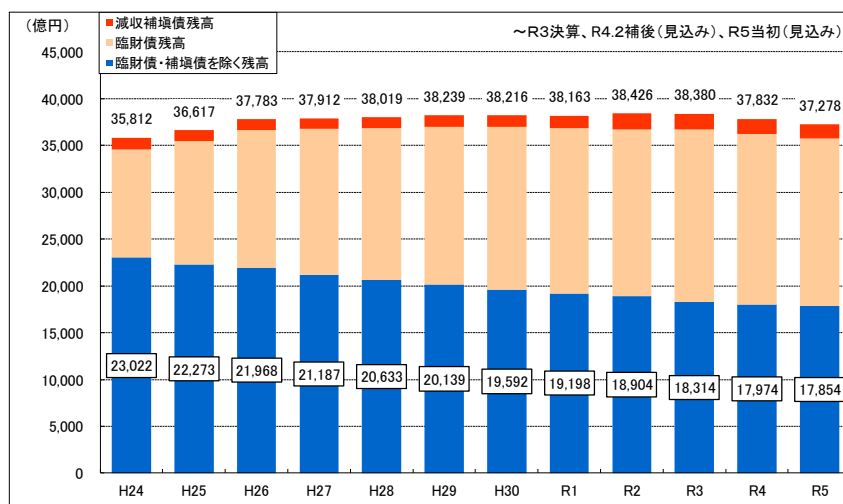
- ・ 令和5年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.2兆円上回る62.2兆円が確保された。また、地方交付税総額について前年度を0.3兆円上回る18.4兆円が確保された。
- ・ 令和5年度は、地方税及び地方譲与税の回復を背景に、令和4年度に引き続き2年連続で折半対象財源不足が解消されるとともに、臨時財政対策債が前年度から0.8兆円減の1.0兆円と制度創設以来最少となった。
- ・ 主な歳出の項目では、地域のデジタル化を推進するため、「デジタル田園都市国家構想基本方針」等を踏まえ、「地域デジタル社会推進費」について事業期間が現行の令和4年度から令和7年度まで3年間延長された。
- ・ また、地域の脱炭素化を推進するため、地方団体が地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」が1,000億円計上され、脱炭素化推進事業債を創設するとともに、公営企業についても地方財政措置が拡充された。
- ・ さらに、学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設における光熱費高騰への対応として、一般行政経費（単独）が700億円増額された。
- ・ 地方税等の回復を背景に、地方交付税は前年度を0.3兆円上回り、平成15年度以来最大となる18.4兆円が確保されたこと、更に臨時財政対策債は、初めて1兆円を下回り制度創設以来最少となったこと、交付税特別会計借入金償還や国税減額補正精算の前倒しがなされたことは、それぞれ地方財政の健全化に向けたものとして評価できる。
- ・ しかしながら、制度創設以来最少とはいえ臨時財政対策債の発行による地方財源不足の補填が依然として継続していることに変わりはなく、財源不足の解消に向けては、地方交付税の法定率

の引上げなどにより、地方交付税総額を確保・充実し、臨時財政対策債の発行に頼らない地方交付税制度とすることが必要である。

- 平成 29 年度から令和 3 年度の地方財政状況調査をもとに全国比較をすると、団塊の世代が全て後期高齢者となる 2025 年を前に、本県の社会保障関係費のうち一般財源の伸びはすでに全国第 2 位の水準となっており、今後も不可避免的に増加が見込まれる社会保障関係費を確保していく必要がある。
- また、令和 3 年度の本県の警察官及び教職員の給与費について分析すると、警察官給与費で約 269 億円、教職員給与費で約 224 億円、決算額が交付税措置額を大きく上回る状況にあり、安定的な警察・教育行政の運営確保の観点から更なる充実が必要である。
- さらに、地方においては、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、世界的なエネルギー・食料価格高騰等の影響により税収の先行きがさらに不透明さを増す中で、引き続き感染拡大防止と社会経済活動の両立を行うとともに、コロナ禍以前からの課題であった少子化対策や防災・減災対策など必要な施策を将来にわたり実施していく必要がある。
- 今後、本県を始め、首都圏の自治体が住民サービスを安定的に供給するためには、地方一般財源総額実質同水準ルールの堅持にとどまらず、地方の財政需要を地方財政計画に的確に計上し、各団体が真に必要なとする一般財源総額が確保・充実されることが重要である。
- 臨時財政対策債については、国が負担の先送りを続けてきた結果、令和 5 年度末の本県の臨時財政対策債残高は 1.8 兆円が見込まれ、全国の総額も 49 兆円を超える見込みであり、抜本的な解消を図る必要がある。
- 加えて全道府県の臨時財政対策債発行可能額に占める本県の割合は、令和 3 年度の 6.3%から令和 4 年度は 8.2%に高まっており、財政力の高い都市部の他府県も同様となっていることから、過度な傾斜配分とならないよう留意する必要がある。

◆参考

○一般会計県債残高の推移



年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
県債残高	35,812	36,617	37,783	37,912	38,019	38,239	38,216	38,163	38,426	38,380	37,832	37,278
対前年度増減	1,057	805	1,166	128	108	220	▲23	▲53	262	▲45	▲548	▲554
臨財債残高	11,571	13,171	14,691	15,571	16,210	16,844	17,361	17,624	17,785	18,394	18,254	17,888
臨財債を除く残高	24,241	23,446	23,092	22,341	21,809	21,395	20,855	20,539	20,641	19,986	19,578	19,390
対前年度増減	▲552	▲796	▲354	▲751	▲531	▲414	▲541	▲316	102	▲654	▲408	▲189
減収補填債残高	1,220	1,173	1,124	1,153	1,176	1,256	1,262	1,341	1,737	1,672	1,604	1,536
臨財債・補填債を除く残高	23,022	22,273	21,968	21,187	20,633	20,139	19,592	19,198	18,904	18,314	17,974	17,854
対前年度増減	▲545	▲749	▲305	▲781	▲554	▲494	▲547	▲394	▲294	▲590	▲340	▲120
県債依存度(当初予算)	17.8%	18.4%	18.0%	15.0%	12.8%	13.2%	12.6%	11.4%	10.7%	15.1%	9.0%	9.0%

※端数処理の関係で計算が合わないことがある

3 直轄事業負担金制度の見直し



要望先：内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省
県担当課：財政課、農村整備課、県土整備政策課

◆提案・要望

- (1) 直轄事業負担金制度については、事業及び負担金の内訳について適切な時期に情報を提供するように制度の運用を改善すること。
- (2) 国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を反映させるための措置を講じるとともに、事前協議の法定化に向けた道筋を示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 維持管理費負担金は平成23年度から全廃された。
- ・ 昨今頻発する大規模災害に対応するため、直轄道路・河川を早期に整備する必要性が高まっている。
- ・ 一方で、直轄事業負担金については、事業によっては額等の情報提供時期が予算編成時期に間に合わないことや、直轄事業の計画・実施に係る国と地方の事前協議が制度化されていないなどの課題がある。

<直轄事業負担金の見直し状況>

- 1 業務取扱費を廃止
 - ・ 平成22年度から、直轄事業負担金の業務取扱費を廃止した。
- 2 維持管理費負担金を廃止
 - ・ 平成23年度から維持管理費負担金を全廃する法案を国会に提出、成立。
平成22年度限りの経過措置として、特定事業に要する費用の負担を存続。

◆参考

○本県の国直轄事業負担金予算額

	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	増 減
直轄事業負担金	117 億円	115 億円	2 億円

